令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑳）

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展	担当部局名	林野庁 【林野庁経営課/計画課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	望ましい林業構造の確立、担い手となる林業経営体の育成、人材の育成・確保等、林業従事者の労働環境の改善、特用林産物の生産振興等	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）　第3の2 ・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）　第2 ・森林整備保全事業計画（令和元年5月28日閣議決定）　第2 ・成長戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）　Ⅲの7 ・林業イノベーション現場実装推進プログラム（令和元年12月農林水産省策定、令和4年7月アップデート）	政策評価 実施予定時期	令和7年8月

施策(1)	望ましい林業構造の確立
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	望ましい林業構造の確立に向けて、「新しい林業」を展開すべく、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー(注1)等を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮、遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及、高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	造林コストの低減、遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及、高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 人工造林面積のうち、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合【再掲】	22%	29年度	44%	5年度	37%	40%	44%	P	P	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ(ア)「造林コストの低減」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%／年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることを目標値として設定した。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
					44%	51% (暫定値)					
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 自動化等の機能を持った高性能林業機械(注2)等の実用化件数	0件	2年度	8件	7年度	－	2件	4件	6件	8件	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ(イ)「遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業機械の開発は複数年に渡って行われており、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」(令和元年12月農林水産省策定、令和4年7月アップデート)の各技術のロードマップにおいても、伐採作業・造林作業の機械化(自動化・遠隔化)については、開発終了後、市販化し、普及開始までに、3～4年程度という見通しとなっていることから、開発終了後4年以内で実用化される想定で令和4年度以降に目標を設定。 各年度の目標値は、近年の開発状況を踏まえて、2件／年と設定した。
					2件	3件					
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:補助事業終了後5年間提出される進捗状況等報告書や聞き取り調査にて状況を判定								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ウ　スマート林業（注3）をモデル的に導入した都道府県数	12 都道府県	2年度	47 都道府県	6年度	20 都道府県	28 都道府県	37 都道府県	47 都道府県	－	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（1）イ（ウ）「高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 成長戦略ロードマップ（令和元年11月未来投資会議構造改革徹底推進会合）において、目標値が定められており、これに基づき設定した。「高度な森林情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等」を実践的に導入している数を計上するもの。なお、指標タイトルには「モデル的」とあるが、令和元年11月に策定された未来投資戦略に合わせたものであり、目標値もこれに合わせて作成された工程表において設定されているため、文言を統一した。
					21 都道府県	42 都道府県					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の3月頃 算出方法：林野庁の補助事業の実施状況及び都道府県への取組等の聞き取り								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								
エ　デジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数	7 都道府県	5年度	47 都道府県	9年度	－	－	7 都道府県	17 都道府県	27 都道府県	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（1）イ（ウ）「高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 デジタル林業戦略拠点の構築に向けた取組を開始した令和5年度から令和9年度までの5年間に、全都道府県での拠点の構築に向けた取組を開始することを目指して設定した。 各年度の目標値は、令和5年度の基準の値から目標年度に向かって、毎年度一定数増加させることとした。 ※デジタル林業戦略拠点の構築に向けた取組 デジタル林業戦略拠点の構築（地域一体での林業活動へのデジタル技術の活用について、効果検証等を通じて自律的に技術やシステムの改良を行って、現場実装を進めている状態）を目指して、地域コンソーシアムを組成するなどして、取組を開始している状態。 具体的には、地域の組織体制・デジタル技術の活用状況などについてチェックリスト（令和5年12月完成予定）により構築に向けた取組を実施しているかを評価する。
					－	－					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の3月頃 算出方法：林野庁の補助事業の実施状況及び都道府県への取組等の聞き取り								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績（見込）値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(2)	担い手となる林業経営体の育成
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手となる林業経営体の育成に向けて、長期的な経営の確保、経営基盤及び経営力の強化、生産性の向上、再造林の実施体制の整備等を進める。
目標① 【達成すべき目標】	長期的な経営の確保

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 私有人工林における集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合【再掲】	71%	27年度	100%	10年度	79%	81%	84%	86%	89%	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)ア「長期的な経営の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林管理を進める必要があり、森林経営計画(注4)の作成の促進と併せて、平成31年度から新たに始まった森林経営管理制度(注5)等も活用し、取組を加速させていくこととしている。 そこで、森林の中でも特に集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標達成(100%)とした上で、当該目標に対して各年度において集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして目標値を設定した。
					82%	84% (暫定値)					
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度8月頃に把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値ー基準値)/(当該年度目標値ー基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	施業集約化等を担う森林施業プランナー（注6）の育成、木材の有利販売等を担う森林経営プランナー（注7）の育成

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 認定森林施業プランナーの現役人数	2,167人	2年度	3,500人	12年度	2,300人	2,433人	2,566人	2,700人	2,833人	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)イ「森林施業プランナーの育成」に該当するアウトカム指標として設定。長期的な経営の確保のため、施業集約化を担う森林施業プランナーの現役人数の確保は、林業経営体の育成において必要であることから選定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 間伐期から主伐期への移行に伴い、認定森林施業プランナーの役割として再造林の提案が重要となる。全国森林計画における人工造林面積（6.8万ha／年）に、平成30年度の総人工造林面積（3.0万ha）のうち私営人工造林面積（1.4万ha）の割合を乗じ、更に大規模森林所有者の行う人工造林面積を減じた数値（3.1万ha）を、森林施業プランナー業務をほぼ専属で担当している者が1年間に担当する推計造林面積（9ha）で除した場合、約3,500人が必要である。目標値は、引退人数を加味しつつ、毎年一定ペースで令和12年度までに育成するとして設定した。
					2,206人	2,303人					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：森林施業プランナー協会の認定・更新情報により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								
イ 認定森林経営プランナーの現役人数	0人	2年度	500人	7年度	100人	300人	500人	500人	500人	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)イ「森林経営プランナーの育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 主要な森林組合（旧中核組合）及び認定森林施業プランナーが在籍する森林組合系統以外の林業経営体に認定森林経営プランナーが1名以上在籍する場合として500名が必要。令和5年度までに500名を育成し、その後はその数を維持するものとして設定した。なお、目標値の設定年度は認定年度（研修実施の翌年度）である。
					67人	113人					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：森林施業プランナー協会の認定・更新情報により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	林業経営体の生産性の向上										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア　林業経営体の労働生産性（主伐）	7m3/人・日	30年度	11m3/人・日	12年度	8m3/人・日	8m3/人・日	8m3/人・日	9m3/人・日	9m3/人・日	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)エ「林業経営体の生産性の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確保のために必要不可欠である。このため、新たな森林・林業基本計画における、望ましい林業構造の確立の観点から、近い将来、林業経営を黒字転換するために必要な生産性として試算された数値（主伐11m3/人・日、間伐8m3/人・日）を目標として設定し、各年度の目標値については、毎年一定の割合で増加させることとした。
					7m3/人・日	令和6年3月下旬頃 把握予定					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度3月頃 算出方法：都道府県からの回答データを分析して把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績（見込）値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								
イ　林業経営体の労働生産性（間伐）	4m3/人・日	30年度	8m3/人・日	12年度	5m3/人・日	5m3/人・日	6m3/人・日	6m3/人・日	6m3/人・日	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)エ「林業経営体の生産性の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確保のために必要不可欠である。このため、新たな森林・林業基本計画における、望ましい林業構造の確立の観点から、近い将来、林業経営を黒字転換するために必要な生産性として試算された数値（主伐11m3/人・日、間伐8m3/人・日）を目標として設定し、各年度の目標値については、毎年一定の割合で増加させることとした。
					5m3/人・日	令和6年3月下旬頃 把握予定					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度3月頃 算出方法：都道府県からの回答データを分析して把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績（見込）値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】	造林作業手の育成・確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数（林業作業士（フォレストワーカー）（注8）1年目研修生の人数）	772人	元年度	1,200人	毎年度	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（2）オ「造林作業手の育成・確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量（年間4,000万m3）等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成していく必要があるものとして設定した。
					720人	746人					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績（見込）値／当該年度目標値×100 A’ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(3)	人材の育成・確保等
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	人材の育成・確保等に向けて、「緑の雇用」事業等により、段階的かつ体系的な人材育成を推進、指導者として活躍できる現場管理責任者等を育成する。
目標① 【達成すべき目標】	「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア	安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の人数)【再掲】	772人	元年度	1,200人	毎年度	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	F=ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成していく必要があるものとして設定した。
						720人	746人					
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握										
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
イ	新規就業者(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生)の就業3年後の定着率【再掲】	73%	元年度	80%	7年度	75%	76%	78%	79%	80%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、新規就業者の確保に加え、定着率を向上させて離職者数を抑制する必要がある。具体的には、新規就業者1,200人と仮定した場合の就業3年後の定着人数は960人必要と試算しており、これは定着率で8割に相当し、令和7年度までに達成するよう目標値として設定した。 各年度の目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。
						72%	78%					
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の7月頃 算出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握										
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ウ 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）等（注9）の育成人数	3,128人	元年度	7,200人	7年度	4,670人	5,570人	6,250人	6,730人	7,200人	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（3）「現場管理責任者等の育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 森林・林業基本計画に基づき、林業従事者の労働環境を改善するとともにOJTの指導者として活躍できる現場管理責任者等を全国に育成するため、約2,000ある認定事業主について、フォレストリーダーを3名程度ずつ配置（令和7年度：6,000人）。さらに、認定事業主のうち小規模事業体を除く6割に複数の現場作業班を統括するフォレストマネージャーを1名程度ずつ配置（令和7年度：1,200人）するものとして設定した。
					4,785人	5,542人					
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：現場技能者キャリアアップ対策の実績により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(4)	林業従事者の労働環境の改善
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	林業従事者の労働環境の改善に向けて、処遇等の改善、労働安全対策の強化を推進
目標① 【達成すべき目標】	林業従事者の通年雇用化

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 森林組合雇用労働者の年間就業日数210日以上の割合	65%	30年度	77%	7年度	69%	71%	73%	75%	77%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)ア「林業従事者の通年雇用化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業従事者の処遇改善には、雇用の安定化につながる林業経営体における通年雇用化が不可欠であり、森林組合雇用労働者数に占める年間210日以上就業労働者数の割合を建設業等の他産業の水準に引き上げるものとして設定。平成29年度時点での建設業83%を長期的な目標とし、その過程として令和7年度の目標を77%とした。 各年度ごとの目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。
					68%	令和6年3月下旬頃把握予定					
	把握の方法		出典:森林組合統計(林野庁) 作成時期:調査年度の翌年度3月頃 算出方法:(目標年度の年間210日以上就業した組合雇用労働者数)／(組合雇用労働者数の総数)×100								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	死傷年千人率（注10）を半減										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア　林業の死傷年千人率	25.5 年千人率	2年	12.8 年千人率	12年	24.2 年千人率	23.0 年千人率	21.7 年千人率	20.4 年千人率	19.1 年千人率	F↓－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)イ「死傷年千人率を半減」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた死傷年千人率の半減目標（令和12年）に基づき設定した。 （年千人率＝（1年間の死傷者数／1年間の平均労働者数）×1,000）
					24.7 年千人率	23.5 年千人率					
	把握の方法		出典：厚生労働省「業種別死傷年千人率」 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：年千人率＝（1年間の死傷者数／1年間の平均労働者数）×1,000								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(5)	特用林産物の生産振興
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	特用林産物の生産振興に向けて、菌床きのこ培養施設やほだ場など生産基盤の整備、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良等に取り組む。
目標① 【達成すべき目標】	菌床きのこ培養施設など生産基盤の整備

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア　国産きのこの生産量	47万トン	30年度	49万トン	12年度	47.2万トン 46.2万トン	47.4万トン 46.2万トン	47.6万トン	47.8万トン	48.0万トン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)「菌床きのこ培養施設など生産基盤の整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に掲げる生産努力目標の令和12年度49万トンを設定した。目標年度及び目標値は、計画に定められているが、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載した。
	把握の方法		出典:特用林産物生産統計調査 作成時期:調査年度の翌年度8月末(暫定値は調査年度の翌年度6月末) 算出方法:調査票の集計による(各都道府県等経由)								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	経営継続補助事業 （令和2年度） （関連:5-6,23）	-	0114	(8)	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策 （平成27年度） （関連:5-19,21）	(5)-①-ア	0272
(2)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連:5-1,3,7,8,10,13,14,15,17,19,21,24）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア (5)-①-ア	0238	(9)	林業・木材産業成長産業化促進対策 （平成30年度） （関連:5-19,21）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-③-イ (5)-①-ア	0273
(3)	林業普及指導事業交付金 （昭和58年度） （関連:5-19,21）	(1)-①-ア (2)-①-ア (5)-①-ア	0250	(10)	木材需要の創出・輸出力強化対策 （平成30年度） （関連:5-21）	(5)-①-ア	0274
(4)	森林・林業新規就業支援対策 （平成25年度） （主）	(2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	0268	(11)	林業イノベーション推進総合対策 （令和2年度） （関連:5-19,21）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-③-ア (2)-③-イ (4)-②-ア	0277
(5)	現場技能者キャリアアップ対策 （平成30年度） （主）	(3)-①-ウ (4)-②-ア	0269	(12)	林業・木材産業循環成長対策 （令和5年度） （関連:5-19,21）	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-③-イ (4)-②-ア (5)-①-ア	0280
(6)	森林経営管理制度推進事業 （令和元年度） （主）	(2)-①-ア	0270	(13)	林業デジタル・イノベーション総合対策 （令和5年度） （関連:5-19,21）	(1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-③-ア (2)-③-イ (4)-②-ア	0281

(7)	「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 （令和4年度） （主）	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (3)-①-ウ (4)-②-ア	0271			
行政事業レビューシート 参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya20.html					

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

政策手段（開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
	令和2年度［百万円］	令和3年度［百万円］	令和4年度［百万円］			
(1) 森林保険法（昭和12年）	－	－	－	－	(2)-①-ア	国立研究開発法人森林研究・整備機構が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与する。
(2) 森林法（普及指導事業制度）（昭和26年）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (5)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与する。
(3) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年）	－	－	－	－	(2)-①-ア	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。 このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。
(4) 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年）	－	－	－	－	(2)-③-ア (2)-③-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(5) 森林組合法（昭和53年）	－	－	－	－	(2)-③-ア (2)-③-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(6) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年）	－	－	－	－	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。
(7) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年）	－	－	－	－	(2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(8) 森林経営管理法（平成31年）	－	－	－	－	(2)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。

(9)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 （令和4年）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-②-ア (5)-①-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。
(10)	山林所得の概算経費控除 ［所得税：措法第30条］ （昭和28年度）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	(2)-①-ア	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入（収入金額－伐採費・譲渡に要した費用）に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。
(11)	保険会社等の異常危険準備金 ［法人税：措法第57条の5］ （昭和28年度）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金に算入できる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(12)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 ［所得税：措法第34条の3］ （昭和45年度）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	(2)-①-ア	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあっせんした場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。
(13)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例[固定資産税：地方税法349条の3第3項、附則第15条第36項及び第37条] （昭和49年度） （主）	398 (159)	398 (134)	154 （令和5年9月頃把握予定）	182	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等（1台（基）当たりの取得価格330万円以上）の課税標準は3年度分に限り1／2の額とする。 このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(14)	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 ［事業所税：地法第701条の41第1項第1号］ （昭和50年度）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1／2、従業者割1／2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

(15)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税：措法第10条の3、第42条の6] （平成10年度）	国税69 (74) 地方税25 (29)	国税69 (103) 地方税25 (38)	国税80 (118) 地方税30 (27.3)	－	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30％の特別償却又は税額控除（税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る）が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(16)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例 [法人税：措法第68条の2] （平成13年度）	国税12 (0) 地方税5.4 (0)	国税0 (0) 地方税0 (0)	国税0 (0) 地方税0 (0)	－	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものとして、譲渡益の計上を繰り延べることができる特例を措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(17)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税：措法第70条の6の6] （平成24年度）	168 (－)	168 (－)	169 (－)	－	(2)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林（立木及び林地）について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80％に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。
(18)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税：措法第10条の5の3、第42条の12の4] （平成29年度）	国税254 (254) 地方税18 (18)	国税254 (340) 地方税18 (24)	国税254 (－) 地方税18 (－)	－	－	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却又は取得価額の7％（特定中小企業者等にあっては10％）の税額控除を選択適用できる特例を措置。 このことにより、特定経営力向上設備と位置付けられる高性能な林業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、林業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、林業者の経営安定及び林産物の安定供給を確保することに寄与する。
(19)	協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例 [法人税：措法第67条の8] （平成29年度）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	－	協同組合等の連合会等に対する出資（優先出資を除く。）につき支払を受ける配当等の額については、益金不算入割合を50％とする。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
【復興庁より】 (1)　特用林産施設体制整備復興事業 （平成24年度）	-	復-0084			

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	（復興庁HP） https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1．用語解説

注1	エリートツリー	国立研究開発法人森林研究・整備機構により、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等から得られた個体の中から選抜された、成長等がより優れた精英樹のこと。
注2	高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べ、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械のこと。主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
注3	スマート林業	国内の労働人口は減少することが予測されている中で、林業においてもICT 技術を活用し、1人当たりの生産性を向上させると共に、労働安全の確保、雇用形態の安定化などによる担い手の確保・育成を進める。
注4	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注5	森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理する制度。
注6	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成24年度から開始した。
注7	森林経営プランナー	森林の公益的機能・森林整備の重要性を理解した上で、社会情勢や需要に即した木材の有利販売等による収益の最大化と収穫後の資源循環に取り組み、循環型林業を目指し実践する経営人材。
注8	林業作業士（フォレストワーカー）	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録されたもの。
注9	統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を修了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者（フォレストリーダー）が該当する。
注10	死傷年千人率	1年間の労働者1,000人当たりに発生した死傷者数の割合を示すもの。